

## 子ども家庭局 指定管理者候補の選定結果について

| 施設名 |                                    | 指定管理者候補                     | 指定期間 |                          | 担当課  |
|-----|------------------------------------|-----------------------------|------|--------------------------|------|
| 1   | 北九州市立<br>おぐまの保育所                   | 社会福祉法人<br>北九州市小倉社会<br>事業協会  | 5年   | 平成28年4月1日～<br>平成33年3月31日 | 保育課  |
| 2   | 北九州市立<br>小倉北ふれあい保育所<br>(乳児部) (夜間部) | 社会福祉法人<br>正善寺福祉会            | 5年   | 平成28年4月1日～<br>平成33年3月31日 |      |
| 3   | 北九州市立<br>北方保育所                     | 社会福祉法人<br>北九州市保育事業<br>協会    | 5年   | 平成28年4月1日～<br>平成33年3月31日 |      |
| 4   | 北九州市立<br>古前保育所                     | 社会福祉法人<br>北九州市若松民生<br>事業協会  | 5年   | 平成28年4月1日～<br>平成33年3月31日 |      |
| 5   | 北九州市立<br>八幡東さくら保育所                 | 社会福祉法人<br>北九州市福祉事業団         | 5年   | 平成28年4月1日～<br>平成33年3月31日 |      |
| 6   | 北九州市立<br>陣原保育所                     | 社会福祉法人<br>北九州市保育事業<br>協会    | 5年   | 平成28年4月1日～<br>平成33年3月31日 |      |
| 7   | 北九州市立<br>千防保育所                     | 社会福祉法人<br>北九州市保育事業<br>協会    | 5年   | 平成28年4月1日～<br>平成33年3月31日 |      |
| 8   | 北九州市立<br>ユースステーション                 | 玄海グリーン&<br>アドベンチャー<br>共同企業体 | 5年   | 平成28年4月1日～<br>平成33年3月31日 | 青少年課 |



平成27年 11 月 12 日  
子ども家庭局保育課

## 指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成27年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

### 1 指定概要

#### (1) 施設概要

名 称:北九州市立おぐまの保育所

所在地:北九州市小倉北区新高田一丁目 10 番 3 号

施設内容:①施設概要 RC 造 4 階建の 1・2 階部分(1208.97 m<sup>2</sup>)

②事業内容 保育所の管理及び保育の実施

#### (2) 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

#### (3) 指定管理者候補の概要

名 称:社会福祉法人 北九州市小倉社会事業協会

所在地:北九州市小倉北区高尾二丁目 5 番 20 号

主な業務内容:・救護施設 愛の家

・養護老人ホーム徳寿園

・北九州市立小倉母子寮

・北九州市立保育所(民間:8 所、指定管理:2 所)

・北方地域子育て支援センター

等の運営。

### 2 指定の経緯

平成27年8月26日～9月2日 募集要項等の配布

平成27年10月2日 募集締め切り

平成27年10月26日 指定管理者検討会の開催

平成27年11月 指定管理者候補を決定

#### (1) 応募資格(以下のすべてを満たすもの)

- ・法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ・本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ・募集説明会に参加していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が募集説明会に参加していること。)

- ・共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること

## (2) 応募状況

説明会参加:1 団体

応募件数:1 団体(社会福祉法人 北九州市小倉社会事業協会)

## 3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

## 4 検討会構成員

- ・[学識経験者]今村 修(前九州栄養福祉大学及び東筑紫短期大学非常勤講師)
- ・[有識者]末次 信子(元下富野保育所 所長)
- ・[有識者]高辻 素子(元白銀保育所 所長)
- ・[中小企業診断士]大和 一雄(有限会社 ヤマトサポート 代表取締役)

## 5 選定基準

| 選定基準(=審査項目)及びポイント |   |
|-------------------|---|
| 1                 | 指定管理者としての適性   |
|                   | (1) 施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針  |
|                   | ① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営(指定管理業務)に対する理念や基本方針を持っているか。 |
|                   | (2) 安定的な人的基盤や財政基盤   |
|                   | ① 長期間安定的な管理運営(指定管理業務)を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。                              |
|                   | (3) 実績や経験など   |
|                   | ① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。   |
|                   | ② 応募団体が施設の管理運営(指定管理業務)に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。                                  |
|                   | ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。   |
| 2                 | 管理運営計画の適確性  |
|                   | <b>【有効性】</b>  |
|                   | (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み   |
|                   | ① 施設の管理運営(指定管理業務)に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。                          |
|                   | ② 施設の利用者の増加につながる実施可能な提案があるか。  |
|                   | ③ 施設の特性を生かした提案があるか。   |
|                   | (2) 利用者の満足度   |
|                   | ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。   |
|                   | ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。  |
|                   | ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。   |
|                   | ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。  |
|                   | ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。   |
|                   | <b>【効率性】</b>  |
|                   | (3) 指定管理料及び収入   |
|                   | ① 指定管理業務に係る費用(指定管理料)が最小限に抑えられているか。  |
|                   | ② 収入が最大限確保される提案であるか。  |
|                   | (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性   |
|                   | ① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。  |
|                   | ② 経費の配分は適切であるか。   |
|                   | ③ 積算根拠は明確であるか。  |
|                   | ④ 再委託が適切な水準で行われているか。  |
|                   | <b>【適正性】</b>  |
|                   | (5) 管理運営体制など  |

|  |
|--|
| ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。                                  |
| ② 施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員の配置が合理的であるか。                          |
| ③ 施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。                   |
| ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。                                   |
| ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。                      |
| (6) 安全対策、危機管理体制など  |
| ① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。                           |
| ② 衛生管理及び感染症防止の対応などが適切であるか。                                   |
| ③ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応、防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。 |

【評価レベル】

| 評価<br>レベル | 乗 率  | 評価レベルの考え方                             |
|-----------|------|---------------------------------------|
| 5         | 100% | 特に優れている(市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している) |
| 4         | 80%  | 優れている(市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している)      |
| 3         | 60%  | 普通(市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している)         |
| 2         | 40%  | 多少不十分である(市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい)      |
| 1         | 20%  | 不十分である(市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい)       |
| 0         | 0%   | 劣っている(能力がほとんどなく、任せることに不安がある)          |

## 6 審査結果

### (1) 評価レベル及び得点

| 団体名                                | 選定基準(=審査項目)<br>及びポイント | 配点  | 評価レベル |    |    |    | 平均  | 審査<br>結果 | 得点 |
|------------------------------------|-----------------------|-----|-------|----|----|----|-----|----------|----|
|                                    |                       |     | 構成員   |    |    |    |     |          |    |
|                                    |                       |     | A     | B  | C  | D  |     |          |    |
| 社会福祉<br>法人<br>北九州市<br>小倉社会<br>事業協会 | 1 指定管理者としての適正         |     |       |    |    |    |     |          |    |
|                                    | (1)施設の管理運営に対する理念、基本方針 | 5   | 4     | 4  | 3  | 3  | 3.5 | 4        | 4  |
|                                    | (2)安定的な人的基盤や財政基盤      | 5   | 4     | 4  | 3  | 3  | 3.5 | 4        | 4  |
|                                    | (3)実績や経験など            | 5   | 4     | 4  | 3  | 3  | 3.5 | 4        | 4  |
|                                    | 2 管理運営計画の的確性          |     |       |    |    |    |     |          |    |
|                                    | 【有効性】                 |     |       |    |    |    |     |          |    |
|                                    | (1)施設の設置目的の達成に向けた取組み  | 30  | 4     | 3  | 3  | 3  | 3.2 | 3        | 18 |
|                                    | (2)利用者の満足度            | 10  | 4     | 3  | 3  | 3  | 3.2 | 3        | 6  |
|                                    | 【効率性】                 |     |       |    |    |    |     |          |    |
|                                    | (3)指定管理料及び収入          | 15  | 5     | 4  | 3  | 3  | 3.7 | 4        | 12 |
|                                    | (4)収支計画の妥当性及び実現可能性    | 10  | 5     | 4  | 3  | 3  | 3.7 | 4        | 8  |
|                                    | 【適正性】                 |     |       |    |    |    |     |          |    |
|                                    | (5)管理運営体制など           | 10  | 4     | 4  | 4  | 3  | 3.7 | 4        | 8  |
|                                    | (6)安全対策、危機管理体制など      | 10  | 4     | 4  | 3  | 3  | 3.5 | 4        | 8  |
|                                    | 合計                    | 100 | 85    | 72 | 62 | 60 | —   |          | 72 |
| 加点(地元団体に対する優遇措置) 5点                |                       |     |       |    |    |    |     | 77       |    |

※「平均」欄は小数点第1位まで記入。小数点第2位以下は切捨て

### (2) 検討会における主な意見

- ・安定的な人的基盤、財政基盤を有している。
- ・保育所運営の経験が豊富で、これまでも適切に運営している。
- ・収支計画が妥当である。
- ・管理体制、安全対策、危機管理が明確に示されている。
- ・職員の資質、能力の向上を図るため、実施している協会の自主的研修を充実させていく提案がある。
- ・ケース会議やミニ会議等、職員間の連絡体制が十分整っている。

### (3)検討会における検討結果

本市が求める水準を満たしており、社会福祉法人 北九州市小倉社会事業協会が指定管理者として相応しいと判断する。検討会における議論を十分に考慮し、最終決定を行うよう市に求めることとする。

## 7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人 北九州市小倉社会事業協会を指定管理者候補に選定しました。

### (1)選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

### (2)市における主な選定理由

- ・保育所の設置目的及び市の施策についてよく理解しており、また同施設の管理に関する意欲が強く感じられる。
- ・指定管理施設運営に必要な人的基盤や財政基盤を有している。
- ・安全対策、危機管理体制等が十分に考えられており、児童の安全等について配慮がなされている。

## 8 提案額

156,728 千円(平成 28 年度～平成 32 年度までの各年度)

## 提 案 概 要

(北九州市立おぐまの保育所 指定管理者)

団体名： 社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会

### 1 指定管理者としての適性について

|  |
|--|
| <p><b>(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針</b></p> <p>1. 当協会の基本理念として「利用者の立場に立った福祉の充実」「地域に開かれた施設」「職員の資質の向上」を掲げており、入所児童の最善の利益と保護者の子育て支援に全力で取り組むと共に、地域社会に貢献できるよう努めていきます。</p> <p>2. その他募集要項に定める、特別保育事業・施設管理・保育料徴収事務等についても、適正な事業計画を立て計画的に実施します。</p> |
| <p><b>(2) 安定的な人的基盤や財政基盤</b></p> <p>1. 当協会は、おぐまの保育所のほか9園の保育園（所）と子育て支援施設を健全経営しており、職員は誇りと意欲をもって職務に従事しています。</p> <p>2. おぐまの保育所は、平成11年の開設以来、当協会が受託経営しております。この間の収支状況は健全であり、また協会経営の他施設も極めて安定的な経営が続いており財政的になんら心配はありません。</p>                       |
| <p><b>(3) 実績や経験など</b></p> <p>1. おぐまの保育所は、当協会が平成11年4月から18年3月まで7年間受託経営し、平成18年4月から現在まで10年間指定管理者として受託経営するなど、安全かつ適正な運営や経営など求められる職責は十二分に果たしております。</p> <p>2. 他の保育所の経営も順調に推移しており、保育経験の豊富な職員の安定雇用や人材育成にも長年に亘り尽力しています。</p>                         |

### 2 管理運営計画の適確性

|  |
|--|
| <b>【有効性】に関する取組み</b>  |
| <p><b>(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み</b></p> <p>1. 指定管理提案書の各項目毎に事業計画を策定して確実に実施していきます。</p> <p>2. 事業計画を実施していくための職員の資質、能力の向上を図るため、専門研修への積極的な参加はもちろん、当協会の自主的な研修の充実を図ります。具体的には、保育研修をはじめ、調理員・食育・救命救急・文書表現・施設間交流・新任者・管理者研修など、幅広い分野に及ぶ研修実施に努めており、平成26年度の受講者は延べ600人を超えています。</p> <p style="text-align: right;">(平成25年度受講者 延べ533人)</p> |

|  |
|--|
| <b>(2) 利用者の満足度</b>   |
| <p>1. 保育園（所）内に利用者意見箱を設置して、利用者の意見提案に応じていきます。</p> <p>2. 利用者からの個別の意見や相談には、担任による迅速な対応はもとより、ケースによっては職員会議の場を活用したり、園（所）長や主任による個別面談の実施など、きめ細やかな対応が可能な仕組みも整えています。</p> |

|  |
|--|
| <b>【効率性】に関する取組み</b>  |
| <b>(1) 指定管理料及び収入</b>   |
| <p>1. 収支計画における収入は、保育所運営費・私的契約利用料・補助金事業収入・預金利子等雑収入に限られています。収入の範囲内で利用者のサービスや質の向上に努め、最大の効果を得られるよう効率的な運営を行っています。</p>   |
| <b>(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性</b>   |
| <p>1. 今回の収支計画の策定にあたっては、平成11年から受託運営してきた17年に亘る運営実績に基づいた積算によるものであり、極めて信頼性は高いと考えています。</p> <p>2. 保育士の新たな確保が厳しい社会環境ではありますが、当協会の9保育園（所）の力を結集し、責任ある管理運営を実現します。</p> |

|   |
|---|
| <b>【適正性】に関する取組み</b>   |
| <b>(1) 管理運営体制など</b>   |
| <p>1. 管理運営に当る職員の配置は、児童福祉施設最低基準を遵守し、資格や要件を満たすと共に豊富な経験者の配置や、研修体制の確立など人材育成面にも力を注いでいます。</p> <p>2. 当協会では10箇所の保育園（所）を管理運営しています。このため能力開発を目的とした定期の人事異動を行っており、適正かつバランスに配慮した職員配置を実施しています。</p>   |
| <b>(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など</b>   |
| <p>1. 施設利用については、地域の未就園児童を対象とした園庭開放や保育所体験等の実施に加え、保護者を対象とした育児講座の開催を行っています。</p> <p>2. 遊具等は定期的に点検を行い、施設内の危険個所の把握や改善など、十分な安全確保に努めています。</p> <p>3. マニュアルに沿った役割分担で、現状把握・現場対応・通報など、法人と施設間のもとより、警察や消防署・警備会社などの関係機関との緊密な連携を図り、迅速に対応していきます。</p> |

**提案額（千円）**

|             |           |
|-------------|-----------|
| <b>28年度</b> | 156,728千円 |
| <b>29年度</b> | 156,728千円 |
| <b>30年度</b> | 156,728千円 |
| <b>31年度</b> | 156,728千円 |
| <b>32年度</b> | 156,728千円 |

※提案概要は、提案書の内容を2枚程度（A4）にまとめてください。

## 指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成27年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

### 1 指定概要

#### (1) 施設概要

名 称:北九州市立小倉北ふれあい保育所

所在地:北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

施設内容:①施設概要 SRC造6階建の2階部分(800.18㎡)

②事業内容 保育所の管理及び保育の実施

#### (2) 指定期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

#### (3) 指定管理者候補の概要

名 称:社会福祉法人 正善寺福祉会

所在地:北九州市小倉北区神岳二丁目10番31号

主な業務内容:北九州市立保育所(民間:神岳保育園、指定管理:小倉北ふれあい保育所)の運営。

### 2 指定の経緯

平成27年8月26日～9月2日 募集要項等の配布

平成27年10月2日 募集締め切り

平成27年10月26日 指定管理者検討会の開催

平成27年11月 指定管理者候補を決定

#### (1) 応募資格(以下のすべてを満たすもの)

- ・法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ・本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ・募集説明会に参加していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が募集説明会に参加していること。)
- ・共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること

## (2) 応募状況

説明会参加:1 団体

応募件数:1 団体(社会福祉法人 正善寺福祉会)

## 3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

## 4 検討会構成員

- ・[学識経験者]今村 修(前九州栄養福祉大学及び東筑紫短期大学非常勤講師)
- ・[有識者]末次 信子(元下富野保育所 所長)
- ・[有識者]高辻 素子(元白銀保育所 所長)
- ・[中小企業診断士]大和 一雄(有限会社 ヤマトサポート 代表取締役)

## 5 選定基準

| 選定基準(=審査項目)及びポイント |   |
|-------------------|---|
| 1                 | 指定管理者としての適性   |
|                   | (1) 施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針  |
|                   | ① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営(指定管理業務)に対する理念や基本方針を持っているか。 |
|                   | (2) 安定的な人的基盤や財政基盤   |
|                   | ① 長期間安定的な管理運営(指定管理業務)を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。                              |
|                   | (3) 実績や経験など   |
|                   | ① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。   |
|                   | ② 応募団体が施設の管理運営(指定管理業務)に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。                                  |
|                   | ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。   |
| 2                 | 管理運営計画の適確性  |
|                   | <b>【有効性】</b>  |
|                   | (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み   |
|                   | ① 施設の管理運営(指定管理業務)に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。                          |
|                   | ② 施設の利用者の増加につながる実施可能な提案があるか。  |
|                   | ③ 施設の特性を生かした提案があるか。   |
|                   | (2) 利用者の満足度   |
|                   | ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。   |
|                   | ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。  |
|                   | ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。   |
|                   | ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。  |
|                   | ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。   |
|                   | <b>【効率性】</b>  |
|                   | (3) 指定管理料及び収入   |
|                   | ① 指定管理業務に係る費用(指定管理料)が最小限に抑えられているか。  |
|                   | ② 収入が最大限確保される提案であるか。  |
|                   | (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性   |
|                   | ① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。  |
|                   | ② 経費の配分は適切であるか。   |
|                   | ③ 積算根拠は明確であるか。  |
|                   | ④ 再委託が適切な水準で行われているか。  |
|                   | <b>【適正性】</b>  |
|                   | (5) 管理運営体制など  |

|  |
|--|
| ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。                                  |
| ② 施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員の配置が合理的であるか。                          |
| ③ 施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。                   |
| ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。                                   |
| ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。                      |
| (6) 安全対策、危機管理体制など  |
| ① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。                           |
| ② 衛生管理及び感染症防止の対応などが適切であるか。                                   |
| ③ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応、防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。 |

【評価レベル】

| 評価レベル | 乗率   | 評価レベルの考え方                             |
|-------|------|---------------------------------------|
| 5     | 100% | 特に優れている(市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している) |
| 4     | 80%  | 優れている(市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している)      |
| 3     | 60%  | 普通(市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している)         |
| 2     | 40%  | 多少不十分である(市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい)      |
| 1     | 20%  | 不十分である(市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい)       |
| 0     | 0%   | 劣っている(能力がほとんどなく、任せることに不安がある)          |



と判断する。検討会における議論を十分に考慮し、最終決定を行うよう市に求めることとする。

## 7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人 正善寺福祉会を指定管理者候補に選定しました。

### (1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

### (2) 市における主な選定理由

- ・保育所の設置目的及び市の施策についてよく理解しており、また同施設の管理に関する意欲が強く感じられる。
- ・長年、夜間保育所を運営していることから、夜間保育に対するノウハウを十分に有しており、安定した保育所運営が期待できる。
- ・指定管理施設運営に必要な人的基盤や財政基盤を有している。
- ・安全対策、危機管理体制等が十分に考えられており、児童の安全等について配慮がなされている。

## 8 提案額

166,091 千円(平成 28 年度～平成 32 年度までの各年度)

## 提 案 概 要

(北九州市立小倉北ふれあい保育所 指定管理者)

団体名： 社会福祉法人 正善寺福祉会

### 1 指定管理者としての適性について

|   |
|---|
| <p><b>(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針</b></p> <p>社会福祉法人正善寺福祉会として、①児童福祉法第 39 条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その心身の発達を図る②入所する子どもの最善の利益を考慮し、保護者とともにその福祉を積極的に増進する③健康・明朗・感謝を基に、無限の可能性をもつ子どもの成長・発達を通して共に育ちあう心を育てる。</p>                                      |
| <p><b>(2) 安定的な人的基盤や財政基盤</b></p> <p>夜間におよぶ長時間保育のため、人材を確保することが課題ではあるが、研修システム構築により有能な人材が増えてきた。安定した人的基盤により、安全安心の子どもの環境が確保されている。これからも養成校や就職支援活動を通じ、職員の確保を目指す。</p> <p>新制度により職員処遇は向上してきた。ただし長時間保育をさらに安定的な方向に導くには、今後も行政との財政については検討していかなければならないと考える。</p> |
| <p><b>(3) 実績や経験など</b></p> <p>昭和 10 年からの保育所を運営。昭和 23 年児童福祉法成立と共に認可を受ける。昭和 57 年からは市内唯一の夜間保育園の運営を行ってきた。現在、一般保育所・夜間保育所・乳児専門保育所の 3 施設を運営している。</p> <p>保育士資格、幼稚園教諭免許、看護師免許、栄養士、調理師等、職員は全員有資格者である。</p>  |

### 2 管理運営計画の適確性

|  |
|--|
| <b>【有効性】に関する取組み</b>  |
| <p><b>(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み</b></p> <p>毎年度末、全職員による伝達研修を行っている。理念や方針を再確認するとともに、次年度に向け事業計画、行動計画や年間行事予定を示し保育内容を検討している。職員の資質・能力向上のため研修システムを策定している。また、未就園の子育て家庭を招待したり、地域の行事にも積極的に参加し、広く地域に関わっている。</p>               |
| <p><b>(2) 利用者の満足度</b></p> <p>開所当初からの保護者会を設立しており、保護者を巻き込んだ保育を心がけてきた。</p> <p>保育への参加 第三者評価委員の設置を行い、意見、要望、苦情、不満を解決するための仕組みを導入している。過去 5 年間の利用者アンケートによる 95% の高い満足度を今後も維持していくように、子どもと保護者のニーズを受け止め保育や子育て支援に反映させていく</p> |

| <b>【効率性】に関する取組み</b>   |
|---|
| <p><b>(1) 指定管理料及び収入</b></p> <p>入所児を夜間部47名、乳児部33名で試算した。職員配置については、児童処遇を変えることなく17時間の長時間保育、夜間保育を補える配置で作成した。</p>   |
| <p><b>(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性</b></p> <p>担当制保育の個別対応により、兄弟児の2子、3子目を希望する家庭が多くおり、入所希望者が増えている。保育士の確保が課題ではある、今後も定員を満たす期待が持てる。</p> <p>17時間の長時間開所している保育所であるが、二施設併設園の特性を生かし光熱費や管理費は経費節減を心がけている。</p> |

| <b>【適正性】に関する取組み</b>   |
|---|
| <p><b>(1) 管理運営体制など</b></p> <p>法人として三施設を運営し、理事会、理事長、施設長、主任保育士、担当保育士と管理体制を整えている。苦情解決第三者委員、小児科嘱託医を外部委託している。</p> <p>平成25年度には北九州市第三者評価事業の再評価に参加した。</p> <p>職員は有資格者であり、それぞれの専門性を生かして職務に当たっており、資質能力向上のために独自の研修システムを構築していることは高く評価されている。</p>  |
| <p><b>(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など</b></p> <p>健康で安全な生活のため、各種チェックリストやガイドラインを作成し、衛生管理、感染症予防、事故防止、災害時の対応強化に努めている。保育環境にも格別の配慮を行い、保健的で過ごしやすい環境の整備に毎年取り組んできた。担当者による月一回の安全点検、保護者会との安全チェックを行い、複数の立場からの事故防止の取り組みを行っている。</p> <p>緊急時の事故や発病に対応できるように、嘱託医、市立医療センター、夜間休日急患センター、近隣の医療機関との連携関係、ネットワークの構築を行っている。</p> <p>個人情報保護法施行により、個人情報保護の方針を定め個人情報の適正な管理に努めている。</p> |

**提案額（千円）**

|      |           |
|------|-----------|
| 28年度 | 166,091千円 |
| 29年度 | 166,091千円 |
| 30年度 | 166,091千円 |
| 31年度 | 166,091千円 |
| 32年度 | 166,091千円 |

※提案概要は、提案書の内容を2枚程度（A4）にまとめてください。

平成27年 11月 12日  
子ども家庭局保育課

## 指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成27年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

### 1 指定概要

#### (1) 施設概要

名 称:北九州市立北方保育所

所在地:北九州市小倉南区北方二丁目 16 番 10 号

施設内容:①施設概要 RC造3階建の1・2階部分(1,122.90㎡)

②事業内容 保育所の管理及び保育の実施

#### (2) 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

#### (3) 指定管理者候補の概要

名 称:社会福祉法人 北九州市保育事業協会

所在地:北九州市八幡東区中央二丁目1番1号(レインボープラザ5階)

主な業務内容:・北九州市立保育所(民間:3所、指定管理:2所)

・ほっと子育てふれあいセンター

(ファミリー・サポート・センター事業) の運営

### 2 指定の経緯

平成27年8月26日～9月2日 募集要項等の配布

平成27年10月2日 募集締め切り(応募なし)

平成27年10月6日～10月14日 募集要項の再配布

平成27年10月21日 再募集締め切り

平成27年10月26日 指定管理者検討会の開催

平成27年11月 指定管理者候補を決定

#### (1) 応募資格(以下のすべてを満たすもの)

- ・法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ・本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ・募集説明会に参加していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が募集説明会に参加していること。)

- ・共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること

## (2) 応募状況

説明会参加:2団体

応募件数:2団体(社会福祉法人 北九州市保育事業協会、  
共同事業体 北九ZERO100プロジェクト)

## 3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

## 4 検討会構成員

- ・[学識経験者]今村 修(前九州栄養福祉大学及び東筑紫短期大学非常勤講師)
- ・[有識者]末次 信子(元下富野保育所 所長)
- ・[有識者]高辻 素子(元白銀保育所 所長)
- ・[中小企業診断士]大和 一雄(有限会社 ヤマトサポート 代表取締役)

## 5 選定基準

| 選定基準(=審査項目)及びポイント |   |
|-------------------|---|
| 1                 | 指定管理者としての適性   |
|                   | (1) 施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針  |
|                   | ① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営(指定管理業務)に対する理念や基本方針を持っているか。 |
|                   | (2) 安定的な人的基盤や財政基盤   |
|                   | ① 長期間安定的な管理運営(指定管理業務)を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。                              |
|                   | (3) 実績や経験など   |
|                   | ① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。   |
|                   | ② 応募団体が施設の管理運営(指定管理業務)に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。                                  |
|                   | ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。   |
| 2                 | 管理運営計画の適確性  |
|                   | <b>【有効性】</b>  |
|                   | (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み   |
|                   | ① 施設の管理運営(指定管理業務)に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。                          |
|                   | ② 施設の利用者の増加につながる実施可能な提案があるか。  |
|                   | ③ 施設の特性を生かした提案があるか。   |
|                   | (2) 利用者の満足度   |
|                   | ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。   |
|                   | ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。  |
|                   | ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。   |
|                   | ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。  |
|                   | ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。   |
|                   | <b>【効率性】</b>  |
|                   | (3) 指定管理料及び収入   |
|                   | ① 指定管理業務に係る費用(指定管理料)が最小限に抑えられているか。  |
|                   | ② 収入が最大限確保される提案であるか。  |
|                   | (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性   |
|                   | ① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。  |
|                   | ② 経費の配分は適切であるか。   |
|                   | ③ 積算根拠は明確であるか。  |
|                   | ④ 再委託が適切な水準で行われているか。  |
|                   | <b>【適正性】</b>  |
|                   | (5) 管理運営体制など  |

|   |
|---|
| ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。                                   |
| ② 施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員の配置が合理的であるか。                           |
| ③ 施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。                    |
| ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。                                    |
| ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。                       |
| (6) 安全対策、危機管理体制など   |
| ① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。                            |
| ② 衛生管理及び感染症防止の対応などが適切であるか。                                    |
| ③ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応、防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。 |

【評価レベル】

| 評価<br>レベル | 乗 率  | 評価レベルの考え方                             |
|-----------|------|---------------------------------------|
| 5         | 100% | 特に優れている(市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している) |
| 4         | 80%  | 優れている(市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している)      |
| 3         | 60%  | 普通(市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している)         |
| 2         | 40%  | 多少不十分である(市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい)      |
| 1         | 20%  | 不十分である(市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい)       |
| 0         | 0%   | 劣っている(能力がほとんどなく、任せることに不安がある)          |

## 6 審査結果

### (1) 評価レベル及び得点

| 団体名                                  | 選定基準(=審査項目)<br>及びポイント | 配点 | 評価レベル |    |    |   |     | 平均 | 審査<br>結果 | 得点 |
|--------------------------------------|-----------------------|----|-------|----|----|---|-----|----|----------|----|
|                                      |                       |    | 構成員   |    |    |   |     |    |          |    |
|                                      |                       |    | A     | B  | C  | D |     |    |          |    |
| 社会福祉<br>法人<br>北九州市<br>保育事業<br>協会     | 1 指定管理者としての適正         |    |       |    |    |   |     |    |          |    |
|                                      | (1)施設の管理運営に対する理念、基本方針 | 5  | 3     | 4  | 3  | 3 | 3.2 | 3  | 3        |    |
|                                      | (2)安定的な人的基盤や財政基盤      | 5  | 4     | 4  | 3  | 4 | 3.7 | 4  | 4        |    |
|                                      | (3)実績や経験など            | 5  | 3     | 4  | 4  | 3 | 3.5 | 4  | 4        |    |
|                                      | 2 管理運営計画の的確性          |    |       |    |    |   |     |    |          |    |
|                                      | 【有効性】                 |    |       |    |    |   |     |    |          |    |
|                                      | (1)施設の設置目的の達成に向けた取組み  | 30 | 3     | 3  | 3  | 3 | 3   | 3  | 18       |    |
|                                      | (2)利用者の満足度            | 10 | 3     | 3  | 3  | 3 | 3   | 3  | 6        |    |
|                                      | 【効率性】                 |    |       |    |    |   |     |    |          |    |
|                                      | (3)指定管理料及び収入          | 15 | 4     | 4  | 3  | 3 | 3.5 | 4  | 12       |    |
|                                      | (4)収支計画の妥当性及び実現可能性    | 10 | 3     | 4  | 3  | 3 | 3.2 | 3  | 6        |    |
|                                      | 【適正性】                 |    |       |    |    |   |     |    |          |    |
|                                      | (5)管理運営体制など           | 10 | 3     | 4  | 3  | 4 | 3.5 | 4  | 8        |    |
|                                      | (6)安全対策、危機管理体制など      | 10 | 3     | 4  | 3  | 3 | 3.2 | 3  | 6        |    |
| 合計                                   | 100                   | 64 | 72    | 61 | 63 | — |     | 67 |          |    |
| 加点(地元団体に対する優遇措置) 5点                  |                       |    |       |    |    |   |     |    | 72       |    |
| 団体名                                  | 選定基準(=審査項目)<br>及びポイント | 配点 | 評価レベル |    |    |   |     | 平均 | 審査<br>結果 | 得点 |
|                                      |                       |    | 構成員   |    |    |   |     |    |          |    |
|                                      |                       |    | A     | B  | C  | D |     |    |          |    |
| 共同事業<br>体<br>北九ZER<br>O100プロ<br>ジェクト | 1 指定管理者としての適正         |    |       |    |    |   |     |    |          |    |
|                                      | (1)施設の管理運営に対する理念、基本方針 | 5  | 2     | 3  | 2  | 3 | 2.5 | 3  | 3        |    |
|                                      | (2)安定的な人的基盤や財政基盤      | 5  | 2     | 3  | 2  | 2 | 2.2 | 2  | 2        |    |
|                                      | (3)実績や経験など            | 5  | 3     | 3  | 2  | 2 | 2.5 | 3  | 3        |    |

|                       |     |    |    |    |    |     |   |    |
|-----------------------|-----|----|----|----|----|-----|---|----|
| 2 管理運営計画の的的確性         |     |    |    |    |    |     |   |    |
| 【有効性】                 |     |    |    |    |    |     |   |    |
| (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み | 30  | 3  | 3  | 3  | 3  | 3   | 3 | 18 |
| (2) 利用者の満足度           | 10  | 2  | 3  | 3  | 2  | 2.5 | 3 | 6  |
| 【効率性】                 |     |    |    |    |    |     |   |    |
| (3) 指定管理料及び収入         | 15  | 3  | 4  | 2  | 3  | 3   | 3 | 9  |
| (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性   | 10  | 3  | 3  | 2  | 3  | 2.7 | 3 | 6  |
| 【適正性】                 |     |    |    |    |    |     |   |    |
| (5) 管理運営体制など          | 10  | 2  | 3  | 3  | 2  | 2.5 | 3 | 6  |
| (6) 安全対策、危機管理体制など     | 10  | 3  | 3  | 2  | 3  | 2.7 | 3 | 6  |
| 合計                    | 100 | 54 | 63 | 50 | 54 | —   |   | 59 |
| 加点(地元団体に対する優遇措置) 5点   |     |    |    |    |    |     |   | 64 |

※「平均」欄は小数点第1位まで記入。小数点第2位以下は切捨て

## (2) 検討会における主な意見

### 【社会福祉法人 北九州市保育事業協会】

- ・安定的な人的基盤・財政基盤を有している。
- ・類似の業務の実績がある。新規運営となると、人材確保が困難な面が多いと予想されるが、他に運営している保育施設から経験者を異動させることができる。
- ・管理体制、安全対策、危機管理が明確に示されている。

### 【共同事業体 北九ZERO100プロジェクト】

- ・新規事業への参入や保育所運営に対する意欲が感じられ評価するが、保育所の管理運営の理念、基本方針としての入所児童の最善の利益への視点や養護の視点が弱い。
- ・乳幼児保育施設の管理運営の経験がないため、保育士等の人材確保及び人材育成に難しい点が多いと思われる。
- ・利用者の満足度については、保護者のニーズには対応しているが、入所児への心身への配慮がほしい。
- ・事業計画に偏りがあるように思う。(保護者理解、保育課程、デイリープログラムなど)

## (3) 検討会における検討結果

社会福祉法人 北九州市保育事業協会が、事業内容、管理運営計画の的的確性等、全ての項目においてより優れた提案を行っており、指定管理者として相応しいと思われる。検討会における議論を十分に考慮し、最終決定を行うよう市に求めることとする。

## 7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人 北九州市保育事業協会を指定管理者候補に選定しました。

### (1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

### (2) 市における主な選定理由

- ・保育所の設置目的及び市の施策についてよく理解しており、また同施設の管理に関する意欲が強く感じられる。
- ・団体が他に管理している類似施設とのローテーションにより、効率的かつ十分な職員配置ができる。
- ・指定管理施設運営に必要な人的基盤や財政基盤を有している。
- ・安全対策、危機管理体制等が十分に考えられており、児童の安全等について配慮がなされている。

## 8 提案額

121,061 千円(平成 28 年度～平成 32 年度までの各年度)

# 提 案 概 要

(北九州市立 北方保育所 指定管理者)

団体名： 社会福祉法人 北九州市保育事業協会

## 1 指定管理者としての適性について

|   |
|---|
| <b>(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針</b>   |
| 児童福祉法第24条に基づき、保護者の委託を受け、子どもを公平にかつ、安全面に十分留意した保育を行うことを基本に、地域社会との連携の充実を図りつつ、安定した運営を推進していかねばならない。 |
| <b>(2) 安定的な人的基盤や財政基盤</b>  |
| 役職及び役割に適した人材の配置と、変動のない予算を組み、持続的に安定した運営を図ることが大切である。また、必要に応じて人材の確保には極力努めなくてはならない。               |
| <b>(3) 実績や経験など</b>  |
| 長期に渡って、保育事業に携わってきた実績を効果的に活用した、積極的な活動が求められている。これまでの経験を生かし、施設運営のため、あるいは地域社会のため多いに貢献していかねばならない。  |

## 2 管理運営計画の適確性

| 【有効性】に関する取組み   |
|--|
| <b>(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み</b>   |
| 施設の設置目的の達成に向けては、その目的を理解し、目的に向けて取り組むための計画が必要である。計画なくしては、目標も定まらず、達成に向けた取組みは出来にくい。施設として、事業計画をたて、それにそった事業を展開することが望ましい。 |
| <b>(2) 利用者の満足向上</b>  |
| まず、利用者の意向を把握することが重要である。方法としては、様々な工夫や方法で行い、それらを反映させていくことが効果的であり、利用者側に立った取組みでなければ、満足向上にはつながらない。                      |

| <b>【効率性】に関する取組み</b>                     |
|---|
| <b>(1) 指定管理料及び収入</b>                    |
| 運営費・指定管理料（民間保育所運営補助金・光熱水費）を収入として、運営を図る。 |
| <b>(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性</b>              |
| 確立した予算を組み込み、安定した運営を図るように努めなければならない。     |

| <b>【適正性】に関する取組み</b>  |
|--|
| <b>(1) 管理運営体制など</b>  |
| 責任ある業務を遂行するため、専任の所長を配置し、配置基準を満たした保育士の配置をする。また、職員の資質向上に向けた働きかけを行う。  |
| <b>(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など</b>  |
| 子どもの命を守り、一人一人を公平にかつ、安定した生活を提供するため安全な環境を整えなくてはならない。体制としては、対応等の連携図や各種のマニュアルを作成し、全職員が認識及び対応できるようにしなければならない。 |

**提案額（千円）**

|        |   |
|--------|---|
| 平成28年度 | 121,061千円<br>運営費・指定管理料（民間保育所運営補助金・光熱水費） |
| 平成29年度 | 121,061千円<br>運営費・指定管理料（民間保育所運営補助金・光熱水費） |
| 平成30年度 | 121,061千円<br>運営費・指定管理料（民間保育所運営補助金・光熱水費） |
| 平成31年度 | 121,061千円<br>運営費・指定管理料（民間保育所運営補助金・光熱水費） |
| 平成32年度 | 121,061千円<br>運営費・指定管理料（民間保育所運営補助金・光熱水費） |

※提案概要は、提案書の内容を2枚程度（A4）にまとめてください。

## 指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成27年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

### 1 指定概要

#### (1) 施設概要

名 称:北九州市立古前保育所

所在地:北九州市若松区古前一丁目 28 番 17 号

施設内容:①施設概要 RC造2階建(1,101.66 m<sup>2</sup>)

②事業内容 保育所の管理及び保育の実施

#### (2) 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

#### (3) 指定管理者候補の概要

名 称:社会福祉法人 北九州市若松民生事業協会

所在地:北九州市若松区古前一丁目 28 番 17 号

主な業務内容:北九州市立保育所(民間:あおぞら保育所、指定管理:古前保育所)等の運営。

### 2 指定の経緯

平成27年8月26日～9月2日 募集要項等の配布

平成27年10月2日 募集締め切り

平成27年10月26日 指定管理者検討会の開催

平成27年11月 指定管理者候補を決定

#### (1) 応募資格(以下のすべてを満たすもの)

- ・法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ・本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ・募集説明会に参加していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が募集説明会に参加していること。)
- ・共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること

## (2) 応募状況

説明会参加:1 団体

応募件数:1 団体(社会福祉法人 北九州市若松民生事業協会)

## 3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

## 4 検討会構成員

- ・[学識経験者]今村 修(前九州栄養福祉大学及び東筑紫短期大学非常勤講師)
- ・[有識者]末次 信子(元下富野保育所 所長)
- ・[有識者]高辻 素子(元白銀保育所 所長)
- ・[中小企業診断士]大和 一雄(有限会社 ヤマトサポート 代表取締役)

5 選定基準

| 選定基準(=審査項目)及びポイント |   |
|-------------------|---|
| 1                 | 指定管理者としての適性   |
|                   | (1) 施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針  |
|                   | ① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営(指定管理業務)に対する理念や基本方針を持っているか。 |
|                   | (2) 安定的な人的基盤や財政基盤   |
|                   | ① 長期間安定的な管理運営(指定管理業務)を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。                              |
|                   | (3) 実績や経験など   |
|                   | ① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。   |
|                   | ② 応募団体が施設の管理運営(指定管理業務)に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。                                  |
|                   | ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。   |
| 2                 | 管理運営計画の適確性  |
|                   | <b>【有効性】</b>  |
|                   | (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み   |
|                   | ① 施設の管理運営(指定管理業務)に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。                          |
|                   | ② 施設の利用者の増加につながる実施可能な提案があるか。  |
|                   | ③ 施設の特性を生かした提案があるか。   |
|                   | (2) 利用者の満足度   |
|                   | ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。   |
|                   | ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。  |
|                   | ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。   |
|                   | ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。  |
|                   | ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。   |
|                   | <b>【効率性】</b>  |
|                   | (3) 指定管理料及び収入   |
|                   | ① 指定管理業務に係る費用(指定管理料)が最小限に抑えられているか。  |
|                   | ② 収入が最大限確保される提案であるか。  |
|                   | (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性   |
|                   | ① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。  |
|                   | ② 経費の配分は適切であるか。   |
|                   | ③ 積算根拠は明確であるか。  |
|                   | ④ 再委託が適切な水準で行われているか。  |
|                   | <b>【適正性】</b>  |
|                   | (5) 管理運営体制など  |

|  |
|--|
| ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。                                  |
| ② 施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員の配置が合理的であるか。                          |
| ③ 施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。                   |
| ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。                                   |
| ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。                      |
| (6) 安全対策、危機管理体制など  |
| ① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。                           |
| ② 衛生管理及び感染症防止の対応などが適切であるか。                                   |
| ③ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応、防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。 |

【評価レベル】

| 評価レベル | 乗率   | 評価レベルの考え方                             |
|-------|------|---------------------------------------|
| 5     | 100% | 特に優れている(市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している) |
| 4     | 80%  | 優れている(市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している)      |
| 3     | 60%  | 普通(市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している)         |
| 2     | 40%  | 多少不十分である(市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい)      |
| 1     | 20%  | 不十分である(市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい)       |
| 0     | 0%   | 劣っている(能力がほとんどなく、任せることに不安がある)          |

## 6 審査結果

### (1) 評価レベル及び得点

| 団体名                                | 選定基準(=審査項目)<br>及びポイント  | 配点 | 評価レベル |    |    |   |     |          | 平均 | 審査<br>結果 | 得点 |
|------------------------------------|------------------------|----|-------|----|----|---|-----|----------|----|----------|----|
|                                    |                        |    | 構成員   |    |    |   | 平均  | 審査<br>結果 |    |          |    |
|                                    |                        |    | A     | B  | C  | D |     |          |    |          |    |
| 社会福祉<br>法人<br>北九州市<br>若松民生<br>事業協会 | 1 指定管理者としての適正          |    |       |    |    |   |     |          |    |          |    |
|                                    | (1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針 | 5  | 4     | 4  | 3  | 3 | 3.5 | 4        | 4  |          |    |
|                                    | (2) 安定的な人的基盤や財政基盤      | 5  | 4     | 4  | 3  | 4 | 3.7 | 4        | 4  |          |    |
|                                    | (3) 実績や経験など            | 5  | 4     | 3  | 3  | 3 | 3.2 | 3        | 3  |          |    |
|                                    | 2 管理運営計画の的確性           |    |       |    |    |   |     |          |    |          |    |
|                                    | 【有効性】                  |    |       |    |    |   |     |          |    |          |    |
|                                    | (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み  | 30 | 4     | 4  | 4  | 3 | 3.7 | 4        | 24 |          |    |
|                                    | (2) 利用者の満足度            | 10 | 4     | 4  | 3  | 3 | 3.5 | 4        | 8  |          |    |
|                                    | 【効率性】                  |    |       |    |    |   |     |          |    |          |    |
|                                    | (3) 指定管理料及び収入          | 15 | 4     | 4  | 3  | 4 | 3.7 | 4        | 12 |          |    |
|                                    | (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性    | 10 | 4     | 4  | 3  | 3 | 3.5 | 4        | 8  |          |    |
|                                    | 【適正性】                  |    |       |    |    |   |     |          |    |          |    |
|                                    | (5) 管理運営体制など           | 10 | 4     | 3  | 3  | 3 | 3.2 | 3        | 6  |          |    |
|                                    | (6) 安全対策、危機管理体制など      | 10 | 4     | 4  | 4  | 3 | 3.7 | 4        | 8  |          |    |
| 合計                                 | 100                    | 80 | 77    | 68 | 64 | — |     | 77       |    |          |    |
| 加点(地元団体に対する優遇措置) 5点                |                        |    |       |    |    |   |     |          | 82 |          |    |

※「平均」欄は小数点第1位まで記入。小数点第2位以下は切捨て

### (2) 検討会における主な意見

- ・安定的な人的基盤、財政基盤を有している。
- ・当団体が運営するあおぞら保育所との人事交流も行われており、安定した人的基盤、財政基盤がある。
- ・職員の能力、資質向上を図るため、職場内研修でケース検討を行うなど、具体的な取り組みをしている。

### (3) 検討会における検討結果

本市が求める水準を満たしており、社会福祉法人 北九州市若松民生事業協会が指定管理者と

して相応しいと判断する。検討会における議論を十分に考慮し、最終決定を行うよう市に求めることとする。

## 7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人 北九州市若松民生事業協会を指定管理者候補に選定しました。

### (1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

### (2) 市における主な選定理由

- ・保育所の設置目的及び市の施策についてよく理解しており、また同施設の管理に関する意欲が強く感じられる。
- ・指定管理施設運営に必要な人的基盤や財政基盤を有している。
- ・安全対策、危機管理体制等が十分に考えられており、児童の安全等について配慮がなされている。

## 8 提案額

117,805 千円(平成 28 年度～平成 32 年度までの各年度)

## 提 案 概 要

(北九州市立古前保育所 指定管理者)

団体名： 社会福祉法人 北九州市若松民生事業協会

### 1 指定管理者としての適性について

|   |
|---|
| (1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針  |
| 多様な保育ニーズが求められている今日、「社会福祉法人北九州市若松民生事業協会」と「若松区民生委員児童委員協議会」が連携し、幅広い視点から子どもの成長を地域で支え合うまちづくりに協力し、育児支援の拠点としての「古前保育所」の管理運営を目指す。  |
| (2) 安定的な人的基盤や財政基盤   |
| 古前保育所とあおぞら保育所は常に協力体制にあり、保育の質を高め合っている。また、民生委員児童委員の多大なる協力を得ることもでき、園内外においても子どもの安心・安全確保に配慮している。永年にわたり保育及び収益事業を展開してきた当法人の財政基盤については、子どもたちのために還元すべく保育所に充てることとする。           |
| (3) 実績や経験など   |
| 旧・古前保育所時代より、50年以上の保育事業経営実績による保護者や地域からの信頼は厚い、そのことが地域拠点のコミュニティである市民センターと併設された古前保育所の経営に活かされると考えている。「子育て支援の環境づくり」に重要な施設として、交流活動を通じ、子どもたちの協調性や道徳心を養い、豊かな人間性を育むような保育を目指す。 |

### 2 管理運営計画の適確性

| 【有効性】に関する取組み   |
|--|
| (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・古前保育所と、若松区民生委員児童委員協議会が協力し情報提供、意見交換を行い安全・安心な育児支援を図る。</li> <li>・保育所の保育理念、基本方針に基づき、保護者、地域の実態を把握しながら保育課程を作成し保育に業務に当たる。</li> <li>・通常保育・延長保育・一時保育・障害児保育の取組み</li> </ul>   |
| (2) 利用者の満足度  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が安心して利用できるよう前回の提案「見える保育」に加え「共に育てる」をモットーとする保育を目指します。保護者が参加しやすいよう保育参観、個人懇談会を幅広く設け、信頼関係を深めながら、子どもの成長を共に認め合える環境づくりに努めます。また、行事の後のアンケート結果を真摯に受け入れながら満足の上昇に努めます。</li> <li>・サービスの質の維持向上のため自己評価を行います。</li> </ul> |

| 【効率性】に関する取組み   |
|--|
| <p>(1) 指定管理料及び収入</p> <p>効果的な施設運営が行われるよう施設の保守・清掃・設備管理・施設補修については、子どもの安全第一と考えます。計画的に市内の実績ある優良な事業所に対して、価格見積もり等をして、コストダウンに努める。</p>    |
| <p>(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性</p> <p>入所児童数は、平成26年4月は100名・平成27年4月は116名からスタートして、少子化も懸念されますが、今までの実績も踏まえ、これからの5年間も110人ほどの入所は可能であると思われる。</p> |

| 【適正性】に関する取組み   |
|--|
| <p>(1) 管理運営体制など</p> <p>当法人は、永年、乳児専門保育、幼児保育に携わってきた。その保育については、施設のみならず、法人本部をはじめ、民生委員児童委員や主任児童委員等の協力のもと、よりよい保育を安心安全に提供ができるよう日々努力している。今後も、法人本部との積極的な関係を一層深め、必要に応じた指導、研修・会議、創意工夫の充実を図る中で、職員が安心して保育に専念できる環境づくりを進める。</p> |
| <p>(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など</p> <p>必要に応じた指導・研修・会議・創意工夫の充実を図る中で、職員をはじめ法人全体が危機管理に対する意識を持ち、子どもの安全確保に努め、保護者が安心して利用できる環境づくりを図る。</p>   |

提案額（千円）

|      |           |
|------|-----------|
| 28年度 | 117,805千円 |
| 29年度 | 117,805千円 |
| 30年度 | 117,805千円 |
| 31年度 | 117,805千円 |
| 32年度 | 117,805千円 |

※提案概要は、提案書の内容を2枚程度（A4）にまとめてください。